主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成24年7～9月	10～12月	平成25年1～3月	4～6月	平成25年3月	4　月	5　月	6　月
受注総額	54,382	56,379	60,410	62,406	23,618	20,267	22,696	19,443
	（ −8.4）	（ 3.7）	（ 7.1）	（ 3.3）	（ 27.8）	（ −14.2）	（ 12.0）	（ −14.3）
	〔 −8.3〕	〔 −9.7〕	〔 −5.3〕	〔 4.7〕	〔 11.5〕	〔 −4.3〕	〔 18.1〕	〔 2.7〕
民需	25,526	25,341	25,477	26,754	9,598	8,411	9,455	8,888
	（ −2.2）	（ −0.7）	（ 0.5）	（ 5.0）	（ 22.3）	（ −12.4）	（ 12.4）	（ −6.0）
	〔 −7.1〕	〔 −5.6〕	〔 −2.0〕	〔 2.5〕	〔 8.3〕	〔 −10.5〕	〔 15.5〕	〔 4.8〕
〃（船舶・電力を除く）	21,715	21,546	21,539	22,999	7,931	7,233	7,992	7,774
	（ −1.3）	（ −0.8）	（ −0.0）	（ 6.8）	（ 14.2）	（ −8.8）	（ 10.5）	（ −2.7）
	〔 −4.6〕	〔 −0.8〕	〔 −4.6〕	〔 6.4〕	〔 2.4〕	〔 −1.1〕	〔 16.5〕	〔 4.9〕
製造業	9,031	8,550	8,407	8,875	3,087	2,862	2,971	3,042
	（ −3.0）	（ −5.3）	（ −1.7）	（ 5.6）	（ 13.3）	（ −7.3）	（ 3.8）	（ 2.4）
	〔 −9.5〕	〔 −11.1〕	〔 −12.1〕	〔 −4.2〕	〔 −3.9〕	〔 −9.8〕	〔 −6.2〕	〔 2.4〕
非製造業（船舶・電力を除く）	12,772	13,491	13,072	14,701	4,759	4,472	5,607	4,623
	（ −0.3）	（ 5.6）	（ −3.1）	（ 12.5）	（ 14.3）	（ −6.0）	（ 25.4）	（ −17.5）
	〔 −1.3〕	〔 7.4〕	〔 2.8〕	〔 14.1〕	〔 9.8〕	〔 4.8〕	〔 34.3〕	〔 6.6〕
官公需	7,202	6,942	6,949	8,668	2,651	2,485	3,599	2,584
	（ −6.3）	（ −3.6）	（ 0.1）	（ 24.7）	（ 15.2）	（ −6.3）	（ 44.8）	（ −28.2）
	〔 18.1〕	〔 −1.5〕	〔 −6.9〕	〔 7.4〕	〔 −5.9〕	〔 −8.0〕	〔 51.1〕	〔 0.7〕
外需	20,593	21,246	23,670	24,837	10,254	8,217	9,066	7,553
	（ −10.5）	（ 3.2）	（ 11.4）	（ 4.9）	（ 52.1）	（ −19.9）	（ 10.3）	（ −16.7）
	〔 −18.0〕	〔 −16.5〕	〔 −8.8〕	〔 7.8〕	〔 27.5〕	〔 6.7〕	〔 17.1〕	〔 0.1〕
代理店	2,720	2,648	3,000	2,643	1,209	748	918	978
	（ −1.4）	（ −2.6）	（ 13.3）	（ −11.9）	（ 35.2）	（ −38.2）	（ 22.7）	（ 6.6）
	〔 11.7〕	〔 −1.8〕	〔 4.2〕	〔 −4.1〕	〔 11.3〕	〔 −16.6〕	〔 −1.6〕	〔 5.3〕

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。

２．四半期は合計額、（　）内は対前期（月）増減率、〔　〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

	平成24年7～9月	10～12月	平成25年1～3月	4～6月	平成25年3月	4　月	5　月	6　月
Ⅰ製造業計	−3.0	−5.3	−1.7	5.6	13.3	−7.3	3.8	2.4
1食品製造業	−10.9	11.4	−7.5	3.3	17.9	−18.4	9.1	19.7
2パルプ・紙・紙加工品	−5.2	90.1	−12.6	−52.9	79.4	−69.5	129.9	−67.3
3化学工業	−19.5	15.7	−15.7	7.8	−20.7	7.9	48.2	−36.1
4石油製品・石炭製品	28.2	22.0	28.7	−39.0	237.3	−63.3	7.1	11.6
5鉄鋼業	42.1	−34.0	−0.3	−0.2	−33.1	49.1	−16.7	−27.0
6非鉄金属	−11.2	−21.9	58.7	−41.0	1.7	−36.9	−42.8	23.3
7金属製品	−6.9	13.2	−7.1	−7.0	−7.8	−16.8	23.0	−12.5
8一般機械	−9.1	−5.4	2.0	8.5	13.3	−4.7	16.0	−9.5
9電気機械	0.2	−4.9	0.7	11.8	−3.5	24.6	−34.6	39.8
10情報通信機械	−6.7	−9.2	−16.1	2.8	25.9	−6.5	6.4	−6.9
11自動車・同付属品	−8.7	3.4	8.5	−3.6	10.4	−13.7	4.5	13.8
12造船業	−17.4	2.4	−6.0	25.0	63.8	15.1	−46.1	78.7
13その他輸送用機械	0.6	−21.5	−15.2	87.0	0.1	12.5	39.3	58.8
14精密機械	14.1	−13.2	13.2	−5.4	−5.7	−10.5	−5.5	32.0
15「その他製造業」	−6.3	7.5	−1.6	−5.1	−10.5	−11.0	6.6	−0.3
Ⅱ非製造業計	−2.0	2.3	−1.7	9.2	22.2	−12.7	27.0	−13.4
16農林漁業	−10.0	2.4	5.7	9.7	−8.2	3.4	21.7	−6.9
17鉱業・採石業・砂利採取業	−11.3	11.0	18.1	−30.8	−14.3	−12.5	−22.8	23.5
18建設業	−3.6	23.8	10.4	6.9	5.6	7.0	3.2	−17.9
19電力業	−13.3	−12.3	10.8	−6.5	73.1	−34.2	−12.7	35.8
20運輸業・郵便業	24.9	2.8	11.1	−1.3	33.1	−32.7	70.2	−36.4
21通信業	−7.4	−1.7	−12.3	14.0	−5.6	17.4	15.1	−22.2
22卸売業・小売業	−17.1	13.3	−1.9	20.3	4.6	10.0	23.2	−25.7
23金融業・保険業	−3.6	14.6	−12.3	36.8	54.2	−12.3	106.3	−53.6
24不動産業	−23.4	30.7	−1.0	16.4	26.1	−6.3	−6.2	17.9
25情報サービス業	−5.8	1.9	−5.3	8.8	18.0	−7.7	12.5	−3.2
26リース業	−3.6	24.1	−16.6	20.9	3.1	39.9	−0.5	−43.8
27「その他非製造業」	7.3	7.1	−1.7	5.8	8.8	3.6	−4.4	6.8

（備考）１．季節調整系列の対前期（月）増減率。

２．「一般機械」は、「はん用・生産用機械」と「事務・サービス・娯楽用機械」の合計。

３．「精密機械」は、「業務用機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。

４．「その他製造業」には、「繊維工業」、「窯業・土石製品」を含む。

公　告

謹　事　項

押収物還付公告の取消

水戸地方検察庁下妻支部検察官

下記の押収物還付公告は、取り消す。

記

平成25年５月２日官報（号外第93号）13ページ４段・14ページ１段掲載平成24年検第3573号道路運送車両法違反、自動車損害賠償保障法違反被疑事件（平成25年領第59号）

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

水戸地方検察庁下妻支部検察官

平成24年検第3573号道路運送車両法違反、自動車損害賠償保障法違反被疑事件（平成25年領第59号）

１．納品書６枚。２．ノート２冊。３．郵送書類４枚。４．領収証３冊と６枚。５．請求書２枚。６．携帯電話１台。７．送り状２枚。８．振込用紙１通。９．外国人登録証明書のコピー２枚。10．プリペイド番号通知票１枚。11．ティッシュボックス３箱。12．帽子２個。13．タオル５枚。14．煙草13箱。15．鍵２束と１個。16．ティッシュペーパー１組。17．トイレットペーパー１ロール。18．ＣＤ２枚。19．手袋19双と19枚。20．バッグ５個。21．発煙筒１本。22．封筒３枚。23．絆創膏２シート。24．服４着。25．手拭い１枚。26．サポーター１個。27．充電器１個。28．新聞紙281枚。29．箸４膳。30．弁当容器２組。31．容器２個。32．水筒３個。33．中敷き１組。34．錠剤100錠。35．ハンドクリーム２個。36．生理用ナプキン１枚。37．油１本。38．ボールペン２本。39．財布１個。40．写真１枚。41．コップ13個。42．ダンボール箱２箱。43．クリーナー１個。44．収納ケース１個。45．合羽６着。46．ベルト１本。47．長靴２足。48．サンダル３足。49．靴１足。50．包丁１本。51．タイツ１着。52．現金537,645円。53．外国貨幣40元５角及び5,000ルピア。54．普通乗用自動車１台。55．エンジンキー１個